

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2008. 20	1. 気密容器入りのパイナップルに関する CODEX 規格について 関税率表第 2008. 20 号に規定する気密容器入りのパイナップルで、「細片にし又は破碎したもの」とは、<u>特定の果物の缶詰の CODEX 規格 (Standard for certain canned fruits) のパイナップル缶詰に関する附属書の定義 1. 2. 1. 12 に定める「破碎又は細片」 (Crushed or Crisp Cut) に該当する、細かく切った又は刻んだ、粗くおろした又は小さな角切りにしたパイナップル片（砕いた塊の中に小片が含まれていてもよい）として取り扱って差し支えない。</u>	2008. 20	1. 気密容器入りのパイナップルに関する CODEX 規格について 関税率表第 2008. 20 号に規定する気密容器入りのパイナップルで、「細片にし又は破碎したもの」とは、<u>パイナップル缶詰 (Canned pineapple) の CODEX 規格の定義 1. 3. 12 に定める「破碎又は細片」 (Crushed or Crisp Cut) に該当するものとして取り扱って差し支えない。</u>